

平成25年度福島県農業振興審議会議事録

1 日 時 平成25年11月28日(木) 10:00～12:00

2 場 所 杉妻会館4階「牡丹」

3 出席者 別紙名簿のとおり

4 議 事

(1) 農業・農村の動向等に関する年次報告について

(2) ふくしまからはじめよう。「食」と「ふるさと」新生運動について

(3) 福島県農林水産業振興計画の進行管理について

5 審議経過

(開 会)

司 会  
(企画主幹)

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本日の司会進行を務めます農林水産部企画主幹の高野と申します。よろしく願いいたします。

この審議会は附属機関の設置に関する条例に基づき設置されており、附属機関等の会議の公開に関する指針により会場に傍聴席を設け、県民に公開することとなっておりますので、御了解願います。

それでは、これより平成25年度福島県農業振興審議会を開催いたします。

始めに農林水産部長から御挨拶を申し上げます。

農林水産部長

おはようございます。農業振興審議会の開催に当たり、御挨拶を申し上げます。

本日はお忙しい中御出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、それぞれのお立場から福島県の復興に御尽力をいただいているところでございまして、改めて感謝を申し上げます。

特に、委員の皆様には、今年3月に策定をいたしました、「”いのち”を支え 未来につなぐ 新生ふくしまの『食』と『ふるさと』」という基本目標に掲げた「ふくしま農林水産業新生プラン」の策定をいただきました。県では今年を「復興加速の年」と位置づけをいたしまして、現在、様々な復旧・復興に関する事業に取り組んでおりますが、当部におきましても、このプランの中に位置付けていただいた9つの重点戦略を中心に、農業・農村の復興・再生に向けて全力で取り組んでおるところでございまして。

特に避難地域の営農再開を強力に支援するため232億円の基金を造成をいたしまして、放射性物質の抑制対策、あるいは、除染後の農地の保全管理等の事業に積極的に取り組んでおります。

また、昨年に引き続き、トップセールス、あるいは TOKIO を起用した CM、産地視察ツアー、リスクコミュニケーションなどの風評対策、それ

から、米の全量全袋検査などきめ細かな検査体制をしっかりと確立をいたしまして、流通消費までに至る安全・安心対策にも積極的に取り組んできたところでございます。

また、産業振興のための福島地域産業6次化ファンド、あるいは福島全域を対象とした農林水産業特区の活用を図ることにより、この特区については、今申請をしており明日、復興局から認定をいただく予定になっておりますが、こういった活用によりまして、法人化・規模拡大の促進を進めておりますし、新規就農者の育成支援にも力を入れておりまして、農林漁業者が意欲と希望をもって事業活動を行うことができるような力強い農山漁村の再生を目指す取組を進めております。また、ももやリンゴ、牛肉等の輸出の拡大も始まりまして、あんぼ柿の出荷再開に向けた取組も進んでおり、こういった明るい話題も出てきているところです。

本日は、これからの取組を踏まえながら「農業・農村の動向に関する年次報告」に加え、今年度より取組を始めました「ふくしまから はじめよう。『食』と『ふるさと』新生運動」の中身について御説明を申し上げますとともに、この振興計画の進行管理について御説明を申し上げ、御審議をいただきたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、今回が2年間の任期最後の審議会になるかと思っております。これまで本県農業の振興に御協力いただきましたことに心から感謝を申し上げますとともに、本日の審議会におきましても、忌憚のない御意見を賜りますようお願いを申し上げます、挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

司 会

ありがとうございました。

続きまして、千葉会長に御挨拶を頂きたいと思っております。お願いいたします。

千 葉 会 長

皆様、おはようございます。

会長の千葉でございます。開催にあたり、一言御挨拶申し上げます。今日は、皆さん、お忙しいところ御出席いただきましてどうもありがとうございました。どうぞ、御審議、御協力よろしく願いしたいと思います。

昨年度は、今、部長からお話がありましたように、新生プランを策定するために、皆様からの十分な御意見等をいただきながらまとめることができました。本当にありがとうございました。

あれからまだ、1年もたっておりませんけれども、そのプランに基づきながら、どこまで進展したのか、どういう課題があるのか、こういったことを、今日は皆様から御意見を頂くということになるかと思っております。

どうぞよろしく願いいたします。

2年8か月たちましたけれども、なかなか復興に向けて前に進んでいけないというようなことも様々に聞いております。しかし、同時に今部長さんからお話がありましたように、厳しい状況の中でも、前に進めていく取組が各地で行われていると思います。そういった所にいろんなヒントもあると思いますので、そういったものも集約しながら、前に進めていこうというように考えております。

一方で、国レベルで言えば、TPPとか、あるいは農政、ある意味では東北の3県含めて、復興に向けて逆風が吹いているという部分もあるのではないかと考えております。そういう中で開かれた、平成25年度の福島県農業振興審議会と受け止めております。

どうぞ、今日は、闊達な御意見をいただければと思います。どうぞよろしく願いしたいと思います。

司 会

ありがとうございました。

次にお手元の委員名簿を御覧頂きたいと思います。

第1号委員の大塚節雄委員、第2号委員の櫻田浩二委員におかれましては、前任の佐藤正博委員、茂木功一委員の所属団体での退任等に伴いまして、新たに御就任いただいております。ご案内いたします。

なお、大塚委員、櫻田委員の任期につきましては、福島県農業振興審議会規則第4条の規定により、前任者の残任期間となります。

次に、本日の県側出席者でございますが、時間の都合もございますので、出席者名簿をもって、紹介にかえさせていただきたいと思っております。

ここで、資料の確認をいたします。本日の資料につきましては、事前にお送りいたしました、次第、資料1～3、参考資料となっておりますが、先に送っております3-1、3-2の資料につきましては、本日、修正版をテーブルの上に御用意したところでございます。

参考資料につきましても、参考資料1として新たにつけ加えさせていただきます。先に送っております参考資料のアンケートは、本日参考資料2として御用意しているところでございます。

その他、出席者名簿、式次第、委員名簿等でございます。不足等ございましたら、事務局までお申しください。よろしく申し上げます。

それでは、議事に移らせていただきます。進行につきましては、福島県農業振興審議会規則に基づき、千葉会長に議長をお願いいたします。

よろしく願いいたします。

議 長  
(千葉会長)

それでは、議長を務めさせていただきます。議事に入る前に本日の委員の出席状況について御報告申し上げたいと思います。委員18名の内、第1号委員の富塚宥暲委員、大塚節雄委員、第3号委員の加藤梅子委員、本部映利香委員の4名が欠席されております。

現時点で14名の委員の皆様にご出席いただいております。したがって、過半数の委員の出席をいただいておりますので、本日の審議会は有効に成立しているということをご報告いたします。

次に議事録署名人を指名いたします。私から指名してもよろしいでしょうか。

委員

意義なし。

議長  
(千葉会長)

どうもありがとうございます。

それでは、大川原けい子委員、それから、伊藤孝一委員、お二人により、よろしくお願いいたします。

では、議事に入りたいと思います。まず1ですね。

「農業・農村の動向等に関する年次報告」について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

農林企画課長

事務局を担当しております。農林企画課の佐藤と申します。

私の方から資料1に基づきまして御説明させていただきます。

「農業・農村の動向等に関する年次報告」につきましては、福島県農業農村振興条例第20条によりまして、知事が毎年県議会に報告することを義務づけられているもので、24年度の動向及び農業・農村の振興施策につきまして取りまとめ、9月定例会に提出したものです。

それでは、目次をお開きください。ローマ数字のⅠでございますが「24年度の施策の推進」、Ⅱといたしまして「農業及び農村の動向」、Ⅲといたしまして「農業及び農村の振興に関して講じた施策」この3点で整理をさせていただきます。

1頁をお開きください。24年度の施策の推進につきましては、1といたしまして23年12月に策定をいたしました復興計画に掲げる関連重点プロジェクトを最優先に据えて施策を展開したこと。さらには、2といたしまして総合計画が改定されたことに伴い、その部門別計画である農林水産業振興計画について全面的な見直しを行い、25年3月に「ふくしま農林水産業新生プラン」を新たに策定したことなどについて記述させていただきます。

また、計画の内容として、基本目標、重点戦略と、推進にあたっては、これまで以上に様々な主体との連携、協力を強めていくことが重要であるため、県はそれぞれの主体の活動を支援するとともに、復興・再生に向けた関係者の思いを一つにしてこの計画の実現に努めてまいることが記述させていただきます。

2頁をお開きください。平成24年度の農業及び農村の動向でございますが、本県の概要につきまして整理してまいります。

まず農業構造関係といたしましては、24年の販売農家数が5万9900戸だったこと、認定農業者は6,416経営体だったこと等について記載をしております。

また、生産動向につきましては、東日本大震災及び原子力災害等の影響を大きく受けた中にありまして、水稲につきましては、作付面積が増加したこと。小麦・大豆は作付面積が減少いたしましたが、そばは水稲の代替として面積が増加したこと。野菜では、トマト等につきましては、前年を超える作付面積があったこと。さらに、畜産にありましては、肉用牛・乳用牛の飼養頭数は減少しましたが、豚・採卵鶏の飼養頭羽数は増加していること等記述しております。以下14頁まで統計値等によりまして、24年の現状について記述をさせていただきます。

15頁をお開きください。(3)地方の動向といたしまして、7つの地方ごとに見開きによりまして農業再生に向けた取組、旧プランへの対応、さらには主な取組について、紹介させていただいております。

30頁をお開きください。24年度の動向につきましてトピックスとして整理したものでございます。御紹介したいと思います。米の全量全袋検査に新たに取組み、25年3月末現在で30kgの米袋で1,130万袋を検査し、71点について基準値超えを確認をし、隔離・保管をすることによって、市場流通をさせない措置を取ったことを記述しております。

また、先程、部長の御挨拶の中にもありましたが、もも、りんごの輸出再開を24年度に行ったことを紹介させていただきます。

31頁をお開きください。ミネロファームということで、「NPO福島農業復興ネットワーク」が、ダノングループの支援を受けて、施設を整備し、飯舘村や浪江町で被災した酪農家4戸が共同で酪農経営を再開したことを紹介しております。

平成24年8月から牛を導入いたしまして、200頭の搾乳を目指して、現在、一生懸命頑張っているというところでございます。こうした取組は、酪農復興の先駆け、大型共同経営牧場のモデルケースとして大きな期待を寄せられているところでございます。

また、31頁下の方でございますが、津波によって施設被害を受けました、和田いちごファームでございますが、復興交付金を活用いたしまして、整備した施設等の貸与を受けて、24年度にいちご栽培を大型ハウスと、水耕栽培施設によってスタートしたことを紹介させていただいております。

また、32頁、クラインガルデン下郷では、全30区画が平成24年4月に開園をいたしまして、全区画利用が決定されていること、さらには、地元では、「クラインガルデン下郷ふれあい支援協議会」が組織され、地域住民と利用者の交流の場として利用されていること等紹介させていただいております。

また、試験研究の成果を生産現場に生かしていくために、普及指導活動の取組内容について、その内容の周知と共有化を図るための発表会を開催しており、地域農業の復興や活性化のために普及がリーダーシップを取って、推進するうえでの横のつながり、連携強化をしながら、県をあげて取り組んでいるところでございます。

33頁をお開きください。県産農産物のPRといたしまして、大相撲の東京場所におきます知事賞の授与を新たに組み込む他、タレント「TOKIO」によりますPRを始め様々なトップセールを始め、販売プロモーションを展開していることなどについて御紹介させていただいております。

Ⅲの「農業及び農村の復興に関して講じた施策」でございますが、こちらにつきましては、前プランにそって整理しておりますが、後ほどの議題、進行管理と重なり合いますので、説明は省略させていただきます。

次に、「参考資料1 Fukushima復興のあゆみ」によりまして、本県の復興の現状につきまして御説明させていただきます。

「参考資料1 Fukushima復興のあゆみ」でございますが、県内の復興状況につきまして、県民の方々に広く知っていただくため、適宜時点修正を加えながら、県として、公表しているものでございます。農業関係等も含めまして、ポイントについて御説明をさせていただきます。

3頁をお開きください。避難状況でございますが、10月現在の避難者数は、142,594名となっております。この間、避難指示区域等の区域再編が行われておりまして、記載のように帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域に、旧警戒区域及び旧計画的避難区域が再編をされたところでございます。このうち避難指示解除準備区域につきましては、営農の再開が可能とされておりますが、除染の状況等を踏まえながら対応していくこととなっております。

次に5頁をお開きください。環境回復の状況でございます。県内の空間線量につきまして図でお示しておりますが、23年4月現在に比べて、かなり下がってきております。こうした中、除染実施状況でございますが、一番下の表を御覧いただきたいと思います。こちらは、市町村除染区域でございますので、国が行います特別区域は除いておりますが、農地の除染は計画数に対して実施数で約8割、発注数で9割強。こうした現状でございます。

7頁をお開きください。農林水産関係施設の復旧状況を表記してございます。津波被災等、あるいは地震被災等を受けたところでございますが、農地につきましては、24.7%、農業経営体につきましては58.7%等が現在営農再開が可能な農地及び営農再開をした経営体となっております。

次に9頁をお開きください。農林水産業の現状につきまして御紹介をさせていただきます。農林水産業につきましては、震災前に比べまして産出

額が減少している状況でございます。23年度までの状況について記載しております。こうした中にありまして、農産物価格の推移につきましても震災後非常に大きな痛手を受けたわけでございますが、徐々に回復はしておりますが、震災前には戻ってないという状況でございます。なお、25年の数字につきましては、まだ、年計が出ておりませんので、記載しておりませんが、例えば桃でございますと、9月末では福島県の平均が355円ということで上昇をしておりますし、きゅうりにつきましては、これも9月末でございますが300円ということで上昇をしておりますし、和牛につきましてこれは枝肉の価格でございますが、9月末でございますが、1,614円ということで、それぞれ伸びており、25年度は、きゅうりでは震災前を超えたような形になっている、そうした現状にあることを御紹介いたします。

10頁をお開きください。食品の安全・安心に向けた取組についても御紹介させていただいております。モニタリング等の状況ということで、米の全量全袋検査を引き続き実施をし、11月20日現在で約945万袋を検査し、基準値超えについては0.0001%ということで、24年度よりかなり下がっていること、さらには、野菜、果実、畜産物につきましては、25年度に入りますと基準値超えは見つかっていないというような状況にあること等を紹介しております。

なお、モニタリングにつきましては発災以降、既に10万件超の検査をしたところでございます。

そして、最後でございます。14頁をお開きください。研究開発・産業創出拠点の整備関係でございますが、14頁中程右でございますが、浜地域農業再生研究センター（仮称）と書いておりますが、避難地域等の営農再開・農業再生に向けた調査研究のための拠点を整備する方針であることをお示しし、27年度中の開所を目指して、現在取り組んでいるところでございます。

以上、「年次報告」及び「ふくしまの復興のあゆみ」によりまして現状について御説明いたしました。よろしく願いいたします。

議長  
(千葉会長)

はい。只今の説明について皆様より御質問・御意見がありましたらお願いしたいと思います。

「年次報告」、「ふくしま復興あゆみ」いずれでも構いませんので、もしあればお願いいたします。

よろしいですか。後ほどまた時間を取りますので、その段階で御質問等あればお願いしたいと思います。

これで「農業・農村の動向等に関する年次報告」それから「ふくしま復興のあゆみ」については終了したいと思います。

それでは、議事2「ふくしまからはじめよう。『食』と『ふるさと』新生運動について」に移りたいと思います。

農林企画課長

事務局から説明お願いしたいと思います。

それでは、資料 2-1 を御覧ください。

まず、「ふくしまからはじめよう。『食』と『ふるさと』新生運動推進本部について」ですが、資料 2-2 としてお配りしております規約の内容について、要点を資料 2-1 の 1 頁目にポンチ絵で示してございます。

推進本部は、記載の 3 1 機関・団体をもって組織し、本部長には知事に、副本部長には、福島県農業協同組合中央会長及び福島県消費者団体連絡協議会長に御就任いただいております。

その目的等につきましては、後ほど、運動の推進方針の中で御説明申し上げますが、運動の推進に関し、必要な企画立案及び行動を行うため幹事会を置くこととし、この構成機関団体の○印の付してございます 13 の構成機関・団体から指名された幹事によって幹事会を組織し、幹事長には、福島県農林水産部長をもってあてることとしております。加えて必要に応じ、幹事会には活動テーマに応じた専門部会を置くこととしております。

また、全県的組織でございます推進本部と合わせ、地方の実情に応じた運動の推進を図るため、各農林事務所ごとに地方推進本部を設置することとしております。以上が新生運動の推進本部母体となる推進本部の概要でございます。

2 頁目をお開きください。次に「ふくしまからはじめよう。『食』と『ふるさと』新生運動推進方針について」でございます。こちらも資料 2-3 としてお配りしております推進方針の要点を整理したものでございます。

まず、趣旨でございますが、新たな福島県農林水産業振興計画「ふくしま農林水産業新生プラン」に即し、東日本大震災及び原子力災害を乗り越え、将来を担う子ども達に「食」と「ふるさと」をしっかりと引き継いでいくため、これからの県づくりのスローガンでございます「ふくしまからはじめよう。」この理念を共有して、生産者自らの積極的な取組はもとより、生産から流通・消費に至る様々な立場の人々が一体となり、その思いと力を一つにして、運動に取り組むものでございます。

こうした取組を力強く推進していくため、食の安全・安心運動、生産再生運動、風評払拭・消費拡大運動及び情報発信運動の 4 つの運動を展開していくこととしております。

食の安全・安心運動におきましては、安全対策の徹底による食の安全確保と消費者の食への安心感の醸成に取り組むこととしております。

生産再生運動におきましては、力強い農林水産業の生産体制の整備とふくしまブランドの回復・強化に取り組むこととしております。

風評払拭・消費拡大運動におきましては、消費者の県産農林水産物に対する理解促進と地産地消等によります県産農林水産物の消費拡大と食

育の推進に取り組むこととしております。

情報発信運動におきましては、県内外への情報発信と世界へ向けた情報発信に取り組むこととしております。

これら4つの運動を通じまして、県民一体となって地域を支える農林水産業・農産漁村の復興再生を加速させていくことを内容としてございます。

次に資料2-4を御覧ください。平成25年度の事業計画でございですが、1の安全・安心運動では、放射性物質検査や吸収抑制対策の徹底等によりまして安全な農林水産物の供給、わかりやすい情報提供による消費者の放射線に対する正しい理解の促進、安心感の拡大を進めてまいります。

2の生産再生運動では、農業分野では意欲ある担い手の育成支援等による生産量の回復、生産構造の強化、本県を代表する米や桃などの主要品目の産地強化とプロモーション活動を進めることとしております。

2頁をお開きください。3の風評払拭・消費者拡大運動では、消費者との放射性物質対策などのリスクコミュニケーションの展開、地元農林水産物に対する理解促進と愛用気運の醸成、給食施設や飲食店等での利用拡大、地域産業6次化や観光キャンペーンとの一体的活動・PR活動を進めることとしております。

4の情報発信運動では、各構成員のHPで提供する関連情報の充実、頑張る農林漁業者の姿などふくしまの現状を正しく伝える情報等の充実、イベント等によりまして消費者との交流、さらには英語によりまして復興の取組の発信等を進めるものでございます。

3頁A3版、横を御覧ください。本年度の展開スケジュールでございます。関係機関・団体それぞれにおきまして、様々な運動の展開が見込まれることではございますが、推進本部で新たに取り組む事業につきまして、色抜きで示しております。特に黄色の背景色にございますのはシンボル事業と位置付けて展開して参りたいと考えておりまして、2月頃にはシンポジウムを12月頃には消費者向けの食の安全・安心セミナーを、また全期間を通じまして国の攻めの農林水産業等の検討状況に応じた専門部会の開催及びHPやFacebook等各種媒体による情報発信等を計画し取り組んでいるところでございます。

なお、10月5日の県推進本部の設立に合わせまして、福島競馬場で開催されました「ごちそうふくしま 満喫フェア2013」に出店をいたしまして、来場者に運動の内容や食の安全確保のための様々な取組内容について、イベントやパネル表示、紙芝居などで周知に努めたところでございます。その際、行いましたアンケート結果を参考資料2としてお配りしております。これにつきましては、御参考にしていただければと存じます。

以上です。よろしく願いいたします。

議長  
(千葉会長)

どうもありがとうございました。  
それでは、只今の説明について御質問等ございましたらお願いしたい  
と思います。  
いかがですか。よろしいですか。  
はい。但野委員お願いいたします。

但野委員

「ふくしまから はじめよう。『食』と『ふるさと』新生運動」という  
ことで御提案、内容説明があったわけですが。

私が住んでいるところは南相馬市原町区では、非常に自治体の対応が  
遅れている。というのは、私は旧緊急時避難準備区域であり、区域指定  
が解かれて戻っているのは我々のような将来短い人で、子どもを中心に  
まだ避難を余儀なくされている。

戻ってもいいと地方自治体は言っているにもかかわらず、生活環境部  
門の除染が完全でない形で今も進行中です。また、農家サイドに立った  
時に、除染が生活環境だけでは農業の話にならない。生産活動が同時に  
できる状況でないと戻すべきではないと私達は話をしてきたのですが、  
自治体の形が潰れてしまうということで人を戻すことになった。

まだ農地の除染が行われない中で、今年の試験栽培で米から 100Bq/kg  
を超えるものが出ました。私も今年から、自分で試験栽培を含めて野菜  
等を作っているが、自分でゼオライトやカリウムをやっても、今食べて  
いる野菜が20 Bq/kg 前後あります。農地全体を除染していないもので  
すから、自分だけでホイルローダーで上部を剥いで、堆肥を入れてやっ  
てすら0 Bq/kg にはなっていない。

そうすると、キッチンとした食生活を考えた時に、県が除染の遅れてい  
る自治体に対して、強権的な支援体制をとっていかないと、末端の市町  
村では、計画から1年以上遅れても除染は図られていない。

そうした中で、中通りを中心にした計画の中で、浜については隔離さ  
れた状況で計画が進んでいくのではないか。もっと原点に戻って、自治  
体に対しての除染のあり方、あるいは自治体の持っていき方について、  
キッチとした指導をお願いしたい。それがあって始めて、こういう計画  
は、浜通りについて生きてくるのではないか。

要望を申し上げて私の話は終わりにします。

議長  
(千葉会長)

はい。要望ということでよろしいですか。

但野委員

はい。

議 長  
(千葉会長)

関連して御意見・御質問等あればお願いしたいと思いますが、ありますか。委員の方々から。

はい。長島委員お願いいたします。

長 島 委 員

風評払拭・消費拡大運動についてであります。この位置付けは非常に適切でよろしいと思っております。要はこれをどう実効性のあるものにしていくか、ということだと思います。県民の愛用運動を県民に醸成するためには、県内のメディアの協力が非常に重要だと思います。特にTV、新聞等々、是非そうしたメディアとの懇談会といいいますか、来年度の番組編成に入っていくわけでありますから、是非、県から来年度の番組編成等々に関してお願いするなり、あるいは地元新聞については、色々なイベント等やっていただいておりますので、是非、そこを戦略的にベクトルが全部ここに向くように、その辺の御協力をお願いしたいのではないかなと思います。

私の方にもいろんな要請があるけれども、どうしても単発的にパラパラとくる心配がある。ですから、もっと戦略的に計画的にと申し上げるのだけれども、全県をあげて、メディアも全県あげて、大きな力になりますので、気運情勢を是非ともよろしくお願いしたいと思います。

それから、風評対策で、この前東京都の公明党の先生がお見えになりましたので、お願いをいたしました。東京都知事もおいでをいただいて、全量全袋検査を実際にやっていただきました。その模様はメディアを通じて県内では流されております。また、今日の新聞をみますと、広野町のお米を天皇陛下も食べてみたいということが掲載されておりました。

県内でもやはり心配している方がいるので、安心情報ということで、もちろんそれでいいのですが、問題は、東京都の公明党の先生方をお願いしたのは、そのことが都内の方に、都内メディアのニュース等でお知らせしていただくようにお願いしました。

色々とおいでいただくのは、大変心強いわけでありますが、その姿が来た先の地元のメディアに取り上げられますように、是非、そういった点での御協力お願いしていただければと、公明党の先生方には、私の立場からお願いしておきましたので、県からもまたお願いしてもらえばと思います。

以上です。

議 長  
(千葉会長)

どうもありがとうございました。

但野委員からは、県がリーダーシップをとって、自治体への指導を強めていただきたいとありました。

長島委員からは、メディア等も含めながら、全県をあげて戦略的に、復旧・復興に向けて進めていただきたいという御意見であったかと思っております。

他にいかがでしょうか。

はい。白岩委員お願いいたします。

白岩委員

私の所も、去年、水田の除染が完了し、住宅は先週終わりました。今は綺麗になっております。

その水田ですが、去年、大量にゼオライトを入れました。今年、私は作っておりませんが、作った方もおります。土壌の土作りを長年やってきて、そこに大量のゼオライトを入れて米を作るわけですから、これは食べてみた人でなければわからないと思いますし、地域差があるかもわかりませんが、ゼオライトを大量に入れて作った米は非常にまずいです。これはうちの方の米だけかもしれませんが、今まで、堆肥とか有機栽培をやっていた人がいるのですが、非常に土壌が壊されております。水田の補償も今年で終わりと伺っており、賠償の話をするわけではありませんが、現状はそういう状況です。

県でどの程度、把握しているかわかりませんが、現実はそのということをおし上げておきたいと思います。

以上です。

議長  
(千葉会長)

はい。どうもありがとうございます。白岩委員の地元における現状について御報告いただいたかと思えます。

他にいかがですか。

はい。それでは、渡部委員お願いいたします。

渡部委員

風評被害の払拭について、小さいことですが、うちに首都大学の先生が会津木綿を作ってみたいとおいでになって、去年の冬から種を作ったりしています。その先生方が、野菜作りにのめり込んで、綿花も取りますが、それよりも野菜作りが好きで、りんごの手伝いなどもやるのですが、全然心配しておりません。もちろんうちの場合、線量は低いのですが、すごく喜んで、大学生も連れてきて仕事を手伝ってもらったりしています。

私は、こういう小さいことからやるしかないのかな、大々的にやってもなかなかできないのではないかと（思っています）。こういった形で（福島は）大丈夫なんだと紹介したらどうかなと（思っています）。あまり大きくなくて、ほんのちょっとですが、それでも年間50人くらいは、生徒をつれてきます。熊の解体ショーをやったり、すごく子どもたちが喜んでおります。線量が低いから来られるのかなと、苦しい思いをしているのは中通りから浜通りにかけてであり、ここで話を出していいのかなと思いました。

話のあったゼオライトなどは、確かに良いわけない、良いわけないのだけれども、やるしかないという現実を皆さんに知ってもらって、それ

でもやっぱり福島の米をなんとか流通させてもらって、少しずつでも線量を少なくしていこうと思います。

私も些細なことなのですが、私の経験からなのですが、申し上げました。

議長  
(千葉会長)

どうもありがとうございます。大々的にやることも大事だけれども、一つ一つですね小単位でというか、消費者の方々に現実に見てもらおうと、積み重ねていく中で、信頼関係を再構築していくことが大事ではないかという、御意見だったと思います。現にそういうことを渡部委員はやっていらっしゃるということかと思います。

他にいかがでしょうか。

大川原委員、お願いいたします。

大川原委員

私達もJA福島女性部協議会といたしまして、生産者と消費者という関係で、県の消費者団体と交流会を行いました。自分達の努力を消費者に知らせる交流会をやったのです。すると、生産現場の努力を知らない方がすごく多くて、「ここに来て始めてわかった」という話が多くて、「JAさんはPR不足だ」というような指摘を受けました。

生産者はこれだけ努力して、モニタリングもして安全なものしか出していないということを一般の人はあまり知らない。先程、長島常務が仰ったように、メディアを通じてどんどん自分達の努力をPRして、理解していただくことも払拭につながるのではないかと思います。

一緒に活動した平久井さんもいますが、こういう形で、女性のほんのちっちゃな形ではございますが、こんな形で少しずつ進めることを、私達がやらなければという思いで続けております。

以上です。

議長  
(千葉会長)

どうもありがとうございました。

関連してですかね。平久井委員お願いいたします。

平久井委員

今、大川原委員からありましたように、そのことがきっかけで、11月9日、JAに私たち県の消費者団体が、お邪魔してコミュニケーター養成講座という、消費者庁のお話を聞きにまいりました。

その時、すごく良かったと思いますのは、消費者庁が出している「ふくしま第一原子力発電所の事故から2年食品中の放射線物質の今はどうなっているの」これを見せていただいたことです。

13分でとっても良くまとまっています。「検査の苦勞」、「放射性物質の汚染経路」、「軽減対策」、「最近の検査結果」、「米の全袋検査」、「食品中に含まれている放射性物質からどのくらいの線量を受けて私たちは

生活しているのか」、「リスクコミュニケーション」、「消費者庁からお知らせしたいこと」、「国民全体に伝えたいこと」とか。

新聞を見ますと、放射性物質について一番恐ろしいと思うのは日本でも大阪あたりだと聞いたんです。そうしたら、これにちゃんと大阪のことがまとまっているのですね。そういうことも踏まえて、13分で、これはインターネットとか見られないところに、養成講座や学習センター等で御利用くださいとなっているのですが、こういうのすごくいいです。やはり、若い人はすごく子育てで悩んでいるところですが、これで納得するのではないかなと思います。

それから、10月5日、6日に県がアンケートを取ったのと同じようなものを福島県消費者団体連絡協議会でも行っております。今年は600名強の検査結果について、今集計がまとまるころですが、それを見ますとやはり段々良くなっている、理解されているようなのです。

それで、もう少し消費者としても、生産者の苦勞だとか、関連の検査をしていることや、安全なのだということを、もっと私たちも勉強していきたいな、広めていきたいなと思います。

以上です。

議長  
(千葉会長)

はい、どうもありがとうございました。

そのDVDは、消費者庁に言えば、いただけるわけですか。

平久井委員

もらえると思います。

議長  
(千葉会長)

はい。わかりました。

一つ、議長があまり言うのはいけないと思ったのですが、色々なところで行われているのですが、それがバラバラに行われていて、全体を束ねて行くということが、大事ではないかと思います。

そういったこと、是非、県からも国へ強く要望することも大事なのではないかと個人的に思っております。

そのほか、横田委員お願いいたします。

横田委員

色々見させていただくと、本当に1年間いろんなことをされていることがわかるのだけれども、やはりどうしても外に伝わりにくい。メディアの活用はすごく分かるのだけれども、悪いことは取り上げやすいが、良いところは取り上げてくれないところがあるので、県民一人一人がちゃんと正しい情報を伝えていくのが大事なのかなと思っております。

あと、この内容をこんなに一生懸命やっても、外に伝わらないということは、報われていないということもあると思います。たぶん、ずっと続くんですね、10年も20年も続くと思うのです。その間に福島県民が、心折れずに、ずっと同じことを言い続ける心強さが必要なのか

なと思っております。

その中で、福島の恵みイレブンについてですが、こちらの事業としては、平成32年まで長期でイレブンを育てて行きましようという内容だと思うのですが、正直、去年の数字を見せていただいても、22年からを見せていただいても、生産者も減って、収量も減っている状態だと思います。

特にきのこ類とか林業もかなり減っておりますし、地鶏は増えてますが、和牛は若干減っていたりとか、ヒラメに関してはこれから試験ということになるかと思うのですが、平成32年まで続けていった時に、どこを目指すのか、というところをちゃんと盛り込んでいった方がいいと思います。

生産拡大というところを入れるべきなのか、生産者がちゃんと収量を上げていくというところなのかを入れないと、こんなに長くかけて生産者も減って、収量も上がらなかったというところが、イレブンの中で良くないと思います。

イレブンに選ばれたからには、やはり世の中に福島県だけではなく全国に、ちゃんと福島の中にこの11個の素材があるんだよと定着すべきだと思いますので、戦略的なところに生産者の拡大なのか、収量の拡大なのかというところを入れるべきかなと思います。

合わせまして、福島県の応援店は全国に2,000店以上が申し込みされていると思います。その方々とどう繋がるのかのかということだと思います。福島出身の方が、福島のことを応援したいのは、当たり前ですが、県外にいて、それでも福島のことを応援したいと思っている方々を、言い方は悪いのですが、うまく使っていく、福島に来れなくても、福島のもの食べたいという方がいらっしゃると思いますので、そのお店で知らないうちに福島のもの食べていたのではなくて、福島のものをお店で使っているんだ、という連携したプロモーションをしていくことが、地味ですけれども、本当に末端まで福島は元気なんだなってことを広める政策になると思っております。

以上です。

議長  
(千葉会長)

どうもありがとうございます。

かなり、積極的なこれらに向けての提案になるかと思えます。もし、何か今の出されたことに係わって、付け加えていただくようなこととか、あるいは、お答えできることがあれば、県の方からお願いしたいと思えます。

農林企画課長

ありがとうございます。議題3で進行管理をお願いしておりますので、その際に御意見を頂戴しながら、今後の進め方について御意見を賜りながら、その内容については今後の展開に反映していきたいと考えており

ます。

議長  
(千葉会長)

それでは、次の課題とも連動してしますので、2の「ふくしまからはじめよう。『食』と『ふるさと』新生運動」については、これくらいにしまして、3「福島県農林水産業振興計画の進行管理」こちらに移らせていただきたいと思います。

事務局からまず、説明していただきたいと思います。

農林企画課長

それでは、資料3-1に基づきまして、「ふくしま農林水産業新生プランの進行管理」、まずは重点戦略につきまして御説明させていただきます。

新生プランには9つの重点戦略を位置づけていただきましたが、25年度の主な取組内容及び今後の課題となる取組について整理をしたところでございますので、御説明をさせていただきます。

2頁をお開きください。重点戦略1「避難地域における農林水産業再生プロジェクト」でございます。この進行管理の整理の仕方でございますが、プロジェクト名の下に目的、そして25年度の主な取組を数値等を極力盛り込みながら記載しております。関連指標につきましては、直近値で数値的な部分をお示ししております。

また、3頁にお移りいただきまして、25年度の主な取組のうち、その事例として具体的な内容を記載させていただくとともに、今後の取組として、整理したものでございます。このようなスタイルで、9つのプロジェクトを全て整理してございますので、御理解いただきたいと思っております。

それでは、再生プロジェクトでございますが、こちらの目的は、警戒区域等の見直しに応じて、農林水産業者の経営再開に向けた総合的な支援を行うことで、農林水産業の再生を図ることでございます。25年度の主な取組といたしましては、除染と生産基盤の復旧といたしまして、被災した農地、農業用施設の復旧等に取り組んでおります。旧警戒区域におきましても災害査定を実施しておりますところでございますし、排水機場8機場の発注などに取り組んでおります。

経営再開への支援といたしましては、経営再開に向けて、福島県営農再開支援事業等を活用して支援しているところでございまして、これまで、作付けを休止していた地区の再開に向けて、作付実証を8市町村で行うなどの取組を進めております。

新たな経営・生産方式の導入では、東日本大震災復興交付金を活用して、植物工場の設置などをしてしております。農地の復旧率につきましては、直近値25年10月末現在でございますが、7.7%でございます。事例といたしましては、植物工場の取組ということで、川内村での施設レタス栽培、南相馬市での施設レタス栽培の現況・状況について御紹介を

しております。

また、営農再開支援事業の取組につきまして、具体的な作付実証の品目といたしましては、水稻、露地野菜、施設花き等こういったものの再開に向けた作付実証を進めているところでございます。今後の取組といたしましては、除染の進捗が遅れていることから、特別除染区域につきましては、促進するよう国に働きかけるほか、除染の進捗状況等に応じまして、被災した農地、農業用施設、共同利用施設等の復旧を計画的に進めてまいりたいと考えております。

また、経営再開の支援におきましては、除染や帰還の状況等地域によって異なります実情・課題に即応して、きめ細かに支援をしてまいりたいと考えております。

新たな経営・生産方式の導入では、大規模園芸施設の導入や、花き・種苗等非食用作物の転換につきましても、検討し推進して参りたいと考えております。

4頁をお開きください。重点戦略2「安全・安心な農林水産物供給プロジェクト」でございます。この目的は、除染や放射性物質吸収抑制対策を進めるとともに、きめ細かな検査体制とその結果の正確な情報発信を進めること、更には、環境と共生する農業などの取組を継続していくことで、安全・安心な農林水産物を消費者へ提供するものでございます。

25年度の主な取組といたしましては、検査関係では、あんぼ柿の出荷再開に向けて、モデル地区を伊達市、桑折町、国見町にそれぞれ設置し、全量検査機器の開発等を実施し、あんぼ柿の出荷再開に向けた取組を現在進めているところでございます。

また、安全性を高める取組の推進といたしまして、農薬適正アドバイザー研修を2回開催するなど、その適正使用の推進に取り組んでいるところでございます。

環境と共生する農業の推進にありましては、「ふくしまの有機交流バスツアー」を開催するなど、販売に苦勞しております有機農産物の販売促進のための商談会や交流会等に取り組んでおります。

安全性のPR関係につきましては、WEBサイト「ふくしま 新発売。」等での発信等に努めているところでございまして、25年度の訪問者数は53万人をカウントしているところでございます。

地産地消の推進につきましては、「おいしいふくしまいただきます！キャンペーン」を11月25日現在で26回農産物直売所や県内直販店におきましてPR等活動を展開しております。

関連指標の進捗状況といたしましては、一番下でございますが、学校給食において県産米を利用している市町村の割合が、直近値では89.7%に増加している等の動きでございます。

5頁をお開きください。米の全量全袋検査は、24年産米からスタートしたわけでありましたが、25年度につきましても取り組んでおりまし

て、先程御説明をいたしました0.0001%という現状でございます。

また、環境と共生する農業等の推進マーク、県独自マークを作成いたしまして、環境と共生する農業についても推進をしているところでございます。

今後の取組といたしましては、やはり県産農林水産物の安全性の認知度向上を図るなど、引き続き安全・安心な農林水産物を消費者に提供するための取組を進めたいと考えております。

次に6頁をお開きください。重点戦略3「ふくしま”人・農地”新生プロジェクト」でございます。このプロジェクトの目的は、地域をリードする経営体など、地域農業の多様な担い手の育成、これらにより力強い農業構造の実現に取り組むものでございます。

25年度の主な取組といたしましては、経営体の育成としまして、116にのぼる人・農地プランの作成を推進する等しておりますし、新規就農者の確保、育成にありましては、青年就農給付金を準備型23人、経営開始型87人に受給するなどして、青年の就農意欲の喚起と就農の定着に努めているところでございます。

女性農業経営者の育成につきましては、17組織に対して支援をし、農村女性組織等の活性化を誘導支援しているところでございます。

農用地利用集積の促進につきましては、農地保有合理化事業の実績でございますが、貸付では421.9ha等の利用集積に取り組んでいるところでございます。

関連指標といたしましては、いくつかございますが、新規就農者数は25年度で224名ということで、過去最多となったところでございます。

7頁でございますが、取組事例といたしまして、こうした経営体の育成に関して、農林水産業特区の活用を進めているところでございまして、いわき市につきましては、7月5日に認定を受け、52のその他の市町村につきましては、先程部長がお話させていただきまして、近々認定を受ける段取りでございまして、計53市町村において、この特区の制度を活用することによりまして、企業進出、6次化の進展、民宿等の進展によります地産地消の推進等を力強く行ってまいりたいと考えております。

また、人・農地プランの事例といたしまして、会津坂下町にありましては、92経営体に対しまして、1,056haの農地を集積する計画作りが整いまして、今後必要な取組、そのための支援を検討し展開していくこととしております。

女性農業経営者の育成につきましては、経営力向上研修、農業機械研修等を実施しているところでございます。

今後の取組といたしまして、リードする経営体の育成では、土地利用型農業を中心とした規模拡大や園芸分野を中心とした新たな生産方式の

導入支援。新規就農者の育成・確保では、就農希望者を雇用し、技術の習得のための研修等を行う農業法人等への支援。更には、女性農業者育成の支援では、女性共同参画の推進、農用地利用集積の推進・加速等を課題として考え、取り組んでまいりたいと考えております。

8頁をお開きください。重点戦略4「『ふくしまの恵みイレブン』の強化プロジェクト」でございます。記載の11品目がふくしまの恵みイレブンで位置付けているところがございますが、生産拡大による収益性の高い産地づくり、ふくしまブランドの回復強化を目的に展開しているところがございます。

25年度の主な取組といたしましては、米では「天のつぶ」の作付拡大を推進しているところであり、25年産米の作付面積は2,000haに達したところがございます。また、園芸品目では、施設園芸の導入を積極的に推進しており、事業等で導入したハウスは184棟、簡易養液栽培は7箇所にて達成しております。福島牛関係では、落ち込んだ生産基盤の強化のため、繁殖雌牛の導入等への支援を行っておりまして、本年度の導入支援頭数は1,100頭を予定しております。

「ふくしまの恵みイレブン」の重点的なプロモーション活動の展開にありましては、多様なメディアを活用し、TOKIOを活用したテレビCM、さらには、観光と連携したトップセールス等を展開しているところであり、トップセールスはこれまで、11回に及んでいます。

また、輸出再開拡大に取り組んでおりまして、25年度の輸出実績は、10月末現在で記載のとおりでございます。

こうした中、関連指標の推進状況につきまして、作付面積を中心に進行管理をすることとしておりますが、トマトの作付面積につきましては、23年度に落ち込んだところではございますが、24年には、23年を若干上回るような数字に回復をしている現状でございます。なかなか落ち込みが戻っていない品目も多いわけですが、そうした中であって、こうした動きが見られることを御紹介させていただきたいと思っております。

9頁以降は、取組事例として記載しておりますが、農業高校での「天のつぶ」PR、10頁では、様々な形での園芸品目の生産体制強化のための取組、新生ふくしまの恵み発信事業によりますPRの取組事例等を記載をさせていただいております。

11頁でございますが、今後の取組といたしましては、戦略的な生産拡大を図ることとしており、米の作付では「天のつぶ」の拡大、園芸品目の団地化や再生エネルギーの活用、畜産物での規模拡大や生産拡大、こうしたものに取り組んでまいりたいと考えておりますし、重点的なプロモーションにつきましては、引き続き、県内、首都圏はもとより、大阪・北海道・名古屋・宮城等でプロモーション活動を実施する等風評の払拭を図ってまいりたいと考えております。

次に12頁、地域産業6次化の推進プロジェクトでございますが、こ

これらの目的は、農林漁業者と異業種との相互参入を推進するとともに、県産農林水産資源を活用した新商品や新サービスの開発を支援することによりまして、所得の向上と雇用の確保による地域の活性化を図るものでございます。

25年度の主な取組といたしましては、ソフト事業であるサポート事業では40件程の採択をしておりますし、また、ハード事業である加工支援事業では22件を採択するなどして、“しごとづくり”を支援しているところでございます。

また、いわゆる“ひとづくり”にあたりましては、6次化創業塾を実施しており入塾生は40名を数えているところでございます。

ネットワークの強化、“きずなづくり”につきましましては、食の祭典「ごちそう ふくしま満喫フェア2013」を開催し、135ブース、35,000人に御来場いただくとともに、新たに本県の農林漁業の6次化を目指す地域ファンド「ふくしま地域産業6次化復興ファンド」を発足させたところでございます。資金規模20億円でございます。県だけではなく、県内外の金融機関と一緒にファンドをつくり、これらのファンドによりまして、6次化に取り組む事業体を強力に支援してまいりたいと思っております。指標といたしましては、6次化商品数でございますが、直近値24年度で、313商品を数えております。

取組事例でございますが、「おいしいカフェ」「マルシェふくしま号」そういったところを御紹介してございます。今後の取組といたしましては、“しごとづくり”、“ひとづくり”、“きずなづくり”それぞれにつきまして、売れる6次化商品、6次化に取り組む方々の発掘・育成、さらには販売促進に関する支援の制度化に務めたいと考えております。

14頁をお開きください。重点戦略6「みんなが安心。農山漁村防災・減災プロジェクト」でございます。この目的は、耐震性の検証・確保、ストックマネジメントの推進、地域住民の防災・減災体制を強化することで、安全・安心な農山漁村づくりを進めるものでございます。25年度では、104箇所耐震性検証を行うほか、10箇所農業水利施設の機能更新を実施しております。また、ため池点検を1,056箇所、浸水想定区域図作成を93箇所行う等の取組を進めております。浸水想定区域図が設定されました農業用ダム・ため池の割合につきまして、24年度直近値で2.6%でございます。

取組事例といたしましては、このような形で技術者向けの研修会、更には、ため池点検研修会を実施しているところでございます。また、今後の取組といたしましては、27年度までの震災対策農業水利施設整備事業の制度拡充期間を集中期間として、農業用ダム・ため池の耐震性検証試験を実施してまいりたいと考えております。

16頁をお開きください。重点戦略7「ふくしまの森林元気プロジェクト」でございます。こちらにつきまして、当審議会の所管外となりま

すので、説明を省略させていただきます。

次に18頁、重点戦略8「水産業の活性化プロジェクト」につきましても同様に省略させていただきたいと思えます。

20頁でございます。重点戦略9「地域資源を活用した再生可能エネルギー導入促進プロジェクト」でございます。これは農山漁村に豊富に存在する地域資源、これを利用して再生可能エネルギーの生産を推進することが目的でございます。25年度にありましては、農業水利施設を利用した小水力発電の導入の検討を3箇所で概略設計を実施する他、色々取り組んでいるところでございまして、具体的なものといたしましては、下から3つめになりますけれども、県が要望しておりました、福島県の避難指示があった市町村において復興整備計画に基づく第1種農地の転用が可能となるような、今、農地法の省令の見直しを進めておりまして、こうした制度改正は再生可能エネルギーの推進を後押しするものと期待しております。また、その下でございますが、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」が可決成立したところでございまして、手続きのワンストップ化が図れることで、円滑なエネルギー生産の推進が図れるものと考えております。

また、園芸施設におきましても2箇所ではございますが、太陽光発電の導入のモデル施設の整備を支援をしているところでございます。

21頁には、その2つのモデル施設の概要を示すとともに、既に動いております事例といたしまして、いわき市の「とまとランドいわき」での活用事例を写真で付してございます。

今後の取組といたしましては、バイオエネルギーの原料としての資源作物の栽培を希望する市町村に対しましては、作物選定等の支援を行ってまいりたいと考えております。以上が、重点戦略関係の進行管理でございます。

資料3-2をお開きください。こちらにつきましては、第4章関係を整理してございます。ふくしま農林水産業新生プランに掲げる110の指標を取り上げながら整理をしております。左から指標名、指標の定義、現況値、直近値、目標値、現状及び今後の取組について記載してございます。このうち、現況値及び目標値につきましては、プランの数値、直近値は、現時点で最新のデータを記載してございます。現状及び今後の取組については、簡潔な文章で整理をいたしました。それぞれの節ごとに1点くらい取り上げまして、御説明をしたいと思います。

第1節関係では、避難地域において農業を開始した認定農業者数が24経営体になってございます。現状につきましては、除染の進捗が遅れておりまして、農業者の帰還が進まない状況にございます。今後の取組といたしましては、除染の進捗に合わせまして、営農再開に向けた取組を支援してまいりたいと考えております。

次に2頁をお開きください。第2節「安全・安心な農林水産物の提供」関係でございますが、No 19 GAPに取り組む産地数につきましては、118産地になってございます。現状でございますが、産地数は横ばいとなっております。福島県の場合、放射性物質に関するリスク管理を含めた福島県版GAP、これを推進してまいりたいと考えております。

3頁、第3節「農業の振興関係」でございますが、24番にありますとおり、認定農業者数は直近値6,432経営体で残念ながら、減少傾向にあります。人・農地プランの作成推進や新規認定・更新の促進を図ってまいりたいと考えております。

第4節は林業・木材産業関係、そして第5節は水産業関係でございますので省略させて頂きまして、第6節、9頁になりますが、「魅力ある農山漁村の形成」でございます。89番のメールマガジン「ふくしま食・農通信」登録件数でございますが、直近値1,020件ということで横ばいでございます。内容を工夫しながら、積極的な広報に努めて、目標値実現に向けて努めてまいりたいと思います。

次に11頁第7節「自然・環境との共生」関係でございます。105番のエコファーマー認定件数でございますが、直近値20,336件でございます。震災後、件数は減少に転じております。申請事務に係る支援等を通じまして、目標値実現のための回復に努めて参りたいと思います。

続きまして、12頁以降でございますが、地方の進行方向について同様に整理をしたものでございますが、こちらの部分につきましては、全県で取り上げた中身を地方ごとに記載をしたものでございますので、説明は省略させていただきたいと思っております。以上です。

議長  
(千葉会長)

はい。御丁寧な説明ありがとうございました。

それでは、これから御質問・御意見等いただきたいと思っております。

どこからでも、けっこうですので、よろしく願いいたします。

但野委員、お願いします。

但野委員

お尋ねをしたいのですが、東日本大震災の復興交付金事業、うわさによるとこれが単年度事業であって、いつまで続くのかわからないという話を聞きました。平成28年頃から、南相馬の警戒区域や浪江町も一部については戻すみたいな話の中で、それは30年度くらいまで、この補助事業を継続をしていただきたい。

もう一つは、私どもは、今復興牧場をやろうとしているのですが、要件が5名である。今5名を避難者から探すというのは、非常に困難であります。これを2、3人に要件緩和ができないのかどうか。その辺もあわせてお願いいたします。

議 長  
(千葉会長)

はい。事務局であればお願いします。

農林企画課長

復興交付金につきましては、東日本大震災復興特別区域法に基づいて行われておりますが、委員の御指摘のとおり、復興の重要な支援措置でございますので、復興が整うまで当然継続されるべきと考えておりますし、そのように求めてまいりたいと考えております。

なお、要件につきましては、個人補助との関係で、他の補助事業の整合性という観点から設定されるものと受け止めておりますが、こうした要件の緩和については、いわゆる使い勝手の良い現場に配慮された補助事業の運用については、これまでも求めてきたところでございますが、今後も求めていきたいと思っております。

なお、この5名でございますが、いわゆる法人経営、そうした形になれば、比較的動きやすいのかなと思っておりますので、法人経営への誘導をしながら、こうした有利な制度を活用していく。そうした所に誘導していくのも重要だと思っております。

但野委員

私のところで、経営を中止している約60戸から5名を選び出すには、一軒一軒あたって、しかも経営参加をこちらからお願いしなければならないという状況があります。その中で、後継者がいない、いても避難の中で、あらたな職業についても戻らないという話がある。それから、畜産は相当の手元資金が必要なので、そういうことを考えると中止をする。また、戻るけれども、年寄りだけが戻る。

そういう中で、土地利用型の農業が今説明をいただいたモデル的なことがあっても、実際に相双においては非常に難しい困難な状況にある。

「競馬馬の鼻先に人参」でなくても、ある程度やろうという人が2人なりでも見つかった場合に、この事業でこういうやり方をすれば、本当に良い姿でできるんだというモデルとして作っていきたい。

そのためには、県として市町村を越えて役割を果たしていただいて、喜んでやはり第2第3ができるような状況を生み出してほしいという思いでございますので、十分検討していただきたいと思っております。

議 長  
(千葉会長)

はい。

畜産課長

議長。畜産課から関連して。

議 長

はい。関連した部署でお願いします。

畜産課長 | 只今の御指摘でございますが、東日本大震災農業生産対策交付金におけます共同利用畜舎設置事業ということで、5戸以上の共同経営が要件ということになります。今のような御意見をいただき、国とやりとりをしております。3戸までは知事特任ということで、考えましょうという回答をいただいております。

しかし、なかなか2戸というところまで、まだ下がっておりませんので、引き続きお願いをしまいたいと思っております。

以上でございます。

議長  
(千葉会長) | ありがとうございます。  
引き続き、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。  
どうですか。但野委員。よろしいですか。

但野委員 | はい。

議長  
(千葉会長) | それでは、長島委員からお願いします。

長島委員 | 進行管理については、これでわかりました。  
今日出るかと思ったのですが、今回の、水田農業政策の見直しでありまして、県知事の談話におきましても、被災県として大変大きな影響を受けるというような談話が出ており、全くうちの会長も同じような談話を出したわけでありまして。  
現在の新生プランが32年までであります。5年後という、ど真ん中あたりが制度の切り替えの時期になるわけでありまして。そこで是非お願ひしたいのは、これがどう影響するのかという検証を行っていただきたい。  
まだまだ政策が見えていないので、何とも言いようがないのですが、昨日、農水大臣も、最初は集落で13%程、所得が上がると（言っております）、これは、エサ米を10万5千円でやった場合の話で、これを8万円に直すと、逆にマイナスになると（言っておりました）。これはチャレンジしてほしいから、10万5千円にしたという農水大臣の答弁だったわけでありまして。要は、これがどのように所得に影響していくのか、よくよく検証していかなければいけないのですが、まだまだ政策がよく見えないところがある。  
また、県なり市町村に対する負担ですね。今の中山間と同じようにおそらく国1/2、残り1/2という話になると、中山間地域と同じようにそんな予算はないので対応できないということが起きやしないか。それに対する交付金等の措置をするような話も聞こえてきますが、まだまだ見えないところがあるので、今すぐということではなく、是非、本県農

業への影響をしっかりと検証していただき、また、こういった審議会で、御提出・御提案いただきながら議論するという事で、場合によっては、新生プランの見直し、まさに目標値の見直しをしなくてはならない。

そうなった時には、施設の問題、品種の問題等々とか様々の問題があるわけですから、是非ともこれから時間があるようでないわけですから、十分と検証いただきながら、この再生プランの見直し、目標値の見直しは、必要なことはしていかなければならないわけですから、是非そんな機会をこれからも、御用意いただけるとは思うのですけれども、県の立場で検証とこういった機会での議論をお願いしたいと思います。

そのことについて、今どのように受け止めておられるか、これはお話いただきましたと思います。

議長  
(千葉会長)

もし、関連してあれば御意見をいただいて、県の方からお答えいただくようにしたいと思います。

鈴木委員お願いいたします。

鈴木委員

今、説明を伺いまして、今も言われていると思うのですが、農政については、猫の目行政と大変厳しい声が、民報と朝日を取ってまして、それを見てますとチラチラとある時があります。その中で本日説明を伺いまして、本当に、おやりになってるところも大変だなと、しみじみと感じております。大変あやしい世代というか、世の中になりましたので、やっぱり何かあるかと思えますけれども、私どもは、県を信じて、そしてできるだけの教育がしたいと思っておりますので、頑張っていたきたいと思えます。

以上です。

議長  
(千葉会長)

ありがとうございます。よろしいですか。

関連してですかね。お願いいたします。櫻田委員お願いします。

櫻田委員

重点戦略3の中で、担い手の農地の利用集積が出ていますが、国で言っているのは、集積率が現況で5割ですかね。たぶん、県の数値も5万7千だと、5割近い数値が集積されているのかなという感じはするのだけれども、国と県の集積の考え方が乖離しているんじゃないかと思えます。国で5割と言っているのは、だいたい北海道が10ha以上、本州は5ha以上の集積を経営体面積に直すと約5割になるのですよね。県の場合、約6割、6万haというのは、県の経営体面積から経営面積を引くと2.5ha～3haの数字でだいたいこの数字になるというふうにセンサスのデータから見られる。

そこで、担い手というはどういうイメージをしているのか、後、これから先程でました農業政策変わっていきますけれども、その中でどうい

担い手を育てていくのかということが、このプロジェクトから見えないのですけども、その辺の国と県の考え方の違いもあるのでしょうか、説明いただきたいと思います。

議長  
(千葉会長)

長島委員と櫻田委員から御質問等ありましたので、どうですかね。

農林企画課長

長島委員から、国の攻めの農林水産業の検討状況で大きく新たな方向が打ち出されつつあるのではないかと、そしてどのように考えているのか、というようなお話しがあったかと思います。

これにつきましては、先ほど御説明させていただきました、新生運動の推進方針の中でも、当然視野に入れてるところでございます、生産再生運動の中に、国で新たな攻めの農林水産業の動きがございますので、そうした部分については生産再生運動の中に「力強い農林水産業生産体制確立検討部会」を設けるなど、当然、県も検討してまいります、こうした推進本部の中でも議論いただきながら作業を進めていきたい、という形で今取り組もうとしております。

まだ国が固まっておられませんので、今内々にやっとなんと着手しようかなという状況でございます。

それと農地利用集積につきましては、担い手課長の方から御説明いただきたいと思います。

議長  
(千葉会長)

では、大竹担い手課長ですね。お願いいたします。

農業担い手課長

農業担い手課の大竹でございます。

まず、現在の集積の対象となっている担い手でございますが、認定農業者の方々、或いは集落営農における集積の部分、あとは認定は受けていないが市町村基本構想をクリアしているの方々、そういった方々が集積している累積を合計したものが5万7千という数字でございます。

今後の集積対象といえますか、担い手というくくりなんです、私どもが考えてますのは、これから集積につきましては各地区において、将来の地区の営農ビジョンを作成する人・農地プランというものを、今、作成を進めており、その中で集落の合意に基づいて、将来農地を集積するようなその地域の中心的経営体、この方々に農地を集積するようなことで進めて行くというふうに考えているところでございます。

水田畑作課長

はい。議長。

議 長  
(千葉会長)

はい。お願いいたします。

水田畑作課長

長島委員の生産調整の見直しに関してであります。知事コメントで出しましたように、本県にとって非常に大きな影響があると受け止めておりまして、今後、国に私達も含めた地域に十分な説明を求めるのは当然であります。農業者団体、関係機関とも十分に意見交換をさせていただきまして、必要な要望については本県に大きな影響を与えないように要望等もしていきたいと思っております。

本県の検討の視点というのは、農業者の経営に対する影響は当然ではありますが、その生産構造なり、或いはその集落の共同活動とか多面的機能、そういったものに対しての影響がずいぶん出てくるものと思っておりますので、広い視点から今回の政策の影響を検討して必要な要望等も行っていきたいと考えておりますので、一緒にやってまいりたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

議 長  
(千葉会長)

長島委員、それから桜田委員よろしいでしょうか

櫻田委員

集積に関しては佐賀県のデータは皆さん御存じかと思うのですが、5年前のセンサスと今回のセンサスと大幅に数字が違うんです。

17年は20ha以上の経営体が0.何%、それが30何パーセントに増えているんです。集落営農かたぶんそういう形で増やしたんじゃないかと思うのですが、先程、担い手課長から答弁がありましたけれども、そういう形で明確なビジョンでもってこのプランに乗せて推進された方が皆さんははっきりしていいんじゃないかと思っております。その辺もお考えいただければと思います。

議 長  
(千葉会長)

はい。岸委員お願いいたします。

岸委員

関連してなんですけれども、もともとやられてきた農業生産の中で、減反の政策は、私個人的には非常に間違った政策だろうなというのを前から思っていました。何かを作ることに対して助成金を出すというのは正しい考え方だと思うのですが、作らないことに対して助成金を出すというのは、非常に貧困な政策だったなというふうに思っていましたので、その方針が少し変わる、余りにも時間的に性急なので今までやってきた既得権に対して非常に問題があるということは分かるのですが、それが無くなることは私としては大賛成です。

この中で多分本当に少数意見だと思うのですが、その代わり集落営農でも何でもいいのですが、規模を拡大することによって強い農業を作っていかなければならないということは確かなことであって、そのためにどういう施策をとっていかということのほうが非常に大事だろうと、そういうことに対して県はどれだけ応援できるのか、ということが一番大切なんだと思います。

だからその一つが、売れる品種を作ってあげたり、世界に通用するような海外に出て行けるような品質ですね、値段では負けるの分かっている、値段ではなくて品質で勝負ということのを重要な課題として捉えて、そういうことをインセンティブにして持っていないと福島の農業はダメだと思うんです。特に先程ありましたが、浜通りの除染が終わった時に元の形に戻すというのでは何もならないで、新しい型の農業にもっていかないと生きていけないだろうなという気がします。

先程、但野さんからあった、2人でもいいのではないかについて、それで経営が成り立つのであれば、2人でも県が頑張ってもらえるべきだと思いますし、県が2人でやったのでは成り立たないと思うのであれば、その辺の説明をするという必要があるのだろうなと思います。

少なくともやってみよう、それで農業として生きていけるというようなそういう形にならないと、2人でやっていいのかどうかという結論はその辺から導くべきだろうなと思います。

その辺、もし部長の考えがあればお聞かせいただければと思います。

議長  
(千葉会長)

他に関連して。長島委員お願いします。

長島委員

佐藤課長からお答えありましたので、よろしく申し上げます。また、井上課長からありましたので、是非お願いしたいと思います。一緒に考えていきたいと思っております。

そういう中で、人・農地プランですね。これもやはり国が産業界から色々ありまして、法整備もできない。昨日も農水委員会で議論があったようでございます。

ここに坂下町の事例が出てますよね。福島県がこういったことをベースにやっていくのが、方向としてはいいのかなと思います。これから県も相当な責任を背負いながら指導していく立場となっていくと思いますけれども、是非ともこの坂下にあるような、こうした人・農地プランをしっかりと地域で議論しながら、そこで担い手に集約していく、これが基本だろうと思っております。

だいぶ国がぶらぶらしてますので、国もしっかりして欲しい。これを関連づけながら農地中間管理機構の運営もしてもらいたいと思います。その辺がなかなか産業界のプッシュもありまして、これは蹴られちゃっ

たんですよね、今はそういう状況になっておりますが、是非ともこの会津坂下の例、これをモデルといいますか、ベースにしながら御指導を頂戴したいなど、一緒にやっていきたいなどと思っております。

ひと言付け加えておきます。

議長  
(千葉会長)

はいどうもありがとうございます。

今、エールも含めて御意見があったかと思えます。

はい。伊藤委員お願いします。

伊藤孝一委員

先程の岸委員の話に大賛成です。私は認定農業者会ではありますが、中核的なメンバーの方は意欲がまだまだあります。しかし、お話しがありますように年齢が上がってきて65歳を超そうという年齢になると弱腰になってきます。

このような中で後継者が継いでいる方もおりますので、いざ踏み出そうという時に、行政的な後押しといいますか、しっかりと指導していただけるような方々を育成してもらって、現場に望んで行ってもらいたい。そして私達は作業体系を持ちながら進められる構造になれば良いと思います。

どうしても、組織的にやろうとすると、先程の但野さんの話のとおりまとまらないというか、時間が相当かかってしまう。いざやろうとすると行政的な決まり、条件的なものがあって、衰退してしまうような認識が出てしまう。ある程度、指導を現場に入れてもらいながら進めることができれば、少しずつ人・農地プランというものが定着と言うか、進捗率が上がると思っております。

以上です。

議長  
(千葉会長)

どうもありがとうございました。

時間もかなり押してきております。

あとお一人、最後にさせていただきたいと思えます。

伊藤房雄委員

先ほどからの質問に、部長をはじめ、答えないといけないと思えますが、時間の都合で先に質問させていただきます。質問1点とコメント5点です。

質問は、この「ふくしま農林水産業新生プラン」の到達状況というか取組のことは説明いただいて良く分かりました。こういうものをどこまで進捗しているかという検討をする時には、これを進めている体制、つまり県の体制とか、人員、マンパワーがちゃんと追いついているのかどうか、というようなチェックが必要だと思えますね。

特に新生プランをしっかりと形にしていく中で一番重要な点は、農業改良普及委員、農業改良普及制度がきっちり稼働しているかどうか、除染

とか色々なことに時間を取られて、県の施策を実行する体制が弱体化していないかどうか、そこが危惧している点です。

そこが何ら説明がなかったというか、当然これまでこのような視点での資料作りはしていないと思いますので、実際のところその辺は大丈夫なのかということを知りたいということが1つです。

それから、今後進めるに当たってのコメントですが簡単にお話しします。

一つは、私自身も仙台などで被災地の復興支援を手伝っている時のやり方、また今月、岩手の大船渡の取組を聞かせていただいて思ったことなのですが、被災地の復興には、県、市町村、JA等がそれぞれ取り組んでいるのですが、最初からチームを作った方がいい。関係団体が一つのチームになって、お互いに役割分担をしながら。地元の被災している方々の意向を尊重しながら実現する。そういうチームワークを発揮した方がいいと思います。ただ地域によって普及センターがリーダーになる場合もあれば、JAがリーダーになる場合があったり、土地改良区がリーダーになる場合もあるだろうし、個々がばらばらにやるよりは、まず情報を共有して、誰が何をしなければいけないのかという、そういう体制作りが一番大切だというふうに最近感じてます。その辺の体制作りをするのは県の役割になるのかなというふうに思います。

それから2点目は、発災から2年8か月が過ぎました。今までの大規模災害の例を見ると、大体3年が過ぎると色々なメディアは興味関心を無くしていきます。現地の記録も取らなくなっていく。このような中でメディアにたくさんの情報を伝えていく、発信すべきだといった時に、大変だ大変だではなく、新しいこれからの新しい未来を作る取組を、こんなことを次々やってますよという、そういう発信の仕方がメディアも積極的に取り上げてくれるだろうと思います。大変だという時には、その辺りといいますか、それこそ「ふくしまからはじめよう。」と、こんな楽しく面白い取組をやっているということを、どれだけ打ち出していかかというのが鍵だと思います。

それから3点目ですが、今回の色々な取組の中にも太陽光とか閉鎖型の施設園芸とか、たくさん取り入れ始めたとの報告がありました。これがよく言われるオランダ式で、オランダ方式を学ぶことは間違いではないのですが、ただ本当に学ばなきゃいけないのは、オランダのやり方というのは施設だけではなくデータも全部オランダに持ち帰って、分析してまた戻すというやり方で、ということは結局、日本で施設を入れるということは単なるオランダ型施設の従業員になりかねないという、この点です。だからメイドインジャパン、日本式に海外から研修生を受け入れて、今度は日本の仕組みを福島から輸出する。そういうような意識を持った施設営農の取組、ただ施設を導入して新しい経営体を作ればいいのかというのではなくて、日本に取って更に発展できるようなシステム、そ

ういう物を意識しながら施設営農というのを考えてはどうかと思います。

それから4点目、除染作業の中で農地とか森林のデータベース化です。不在地主が沢山増えている。ここを今後どうやってデータベースを作って管理できるか、というところが今後10年20年の日本の農林業の大切な点かと思っています。是非こういう除染作業を通じながら、農地や山林の区画毎でもいいんですがデータベースを整備することを、プランの中の作業に組み込んでどうか。というふうに思います。

最後ですが、今中央から離れば離れるほど地方で危惧されているのが、労働の需給のミスマッチと言われております。何よりも生産資材が復興に集まってきて資材が足りない。資材価格が高騰して地方ではなかなか施設も牛舎も建てられないという状況になっている。もう一つ、今東京オリンピックに人が動き始めており、建築現場では人夫すら働く人すらも地方では確保できない。福島は大丈夫かもしれませんが、もう内外からなかなか資材も手に入らなくなっている、そういった現場の情報もきっちり押さえているのでしょから、資材の確保、人夫の確保ですね、そういった所もやはり準備していただければと思います。

以上コメント5点、質問はさっきの1点です。

議長  
(千葉会長)

どうもありがとうございました。皆さん色々と積極的な、福島の農を再興するという方向で、御意見をいただいたと思います。

時間もございませんので、1, 2分の時間で結構ですので、いくつか出されたことについて御質問に御回答いただいて終わりしたいと思います。

部長お願いいたします。

農林水産部長

それぞれのお立場から様々な御意見ありがとうございました。

まず御質問のあった、今、国で進めようとしている強い農林水産業を目指しての構造改革ですね、それについては長島委員からも、岸委員からもありましたが、まず基本的な方向としてやはり本気になって農業で食べて行こうという人達をどんどん増やして応援していく、強い農業を作るという方向は間違っていないのだらうと思います。

ただ、その中で特に本県の特殊性ということであれば、製造業がしっかりしているので、サラリーマンをやりながら農業をやっている方が多いということだと思います。

農業について競争原理の必要性は全くその通りなのですが、一方、農業・農地の持つ多面的機能といいますか、水田の改良であったり、景観の維持であったり、そういった機能を維持するということを経営原理だ

けではできないし、だからそういった中でいかに零細な農家の方達をどういう風に農地を維持しながらやってもらうかということだと思います。

国では直接払いを増やすという方向を出していますが、今のところ我々も新聞や自民党の部会から出された資料からしか内容が分からないし、地方が使える産地資金とか、米を作らない人に他の作物を作ってもらうのにどういうふうに戻すとか、そういった細かいところがまだ出てきていないので、それをしっかり見ながら、まずは国の説明をしっかりと聞いて、我々だけでなく本当に生産者が分かるような説明を聞き意見も聞いて、参議院の審議も残ってますから、そういった意見をどんどんぶつけて理解を求めて、地方の意見を聞きながらやってもらうというのが必要だろうと思っております。

特に福島県は原子力災害という特殊性を抱えていますから、さっき坂下町の意見が出ましたが、やはり受け手をどうやって大きく増やしていくか、それは農協であったり市町村、第3セクターかもしれませんが、そういった所に対する支援というのが、非常に薄いような気がしております。

すいませんが、途中で中座させていただくことを御了承していただきたいと思っております。

こういった形でやっていきたいと思っております。細かいところについては担当課長が説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

(農林水産部長退席)

農業振興課長

はい。農業振興課。

議長  
(千葉会長)

それでは、お願いいたします。

農業振興課長

普及活動の体制と、それから植物工場を例に取りながら本県から厳しい状況の中にあるからこそ本県が全国の農業をリードするような、発信を行うべきではないかという、お話についてであります。

まず普及活動とその体制につきましては、震災以後モニタリング等の新しい業務も出てきております。そういう状況の中で、業務量が増加していることは確かなことではありますが、モニタリング一つを取りましても、農業者が今ここまで落ち込んだ中で、どう這い上がるかという基本的なところでありますので、そこは地域における専門的な知識を有する者としてしっかりとやっていくべきであろうと思っております。

一方で避難地域と会津地方とでだいぶ色合いが違う中で、やはり普及指導員というものは全県下を見渡して、同じベクトルの中でしっかりと互いに理解し合って支え合って取り組んでいくべきだろうと考えており

まして、特に研修等につきましても、従来の研修ではなく、今置かれている状況の中で普及員が何を果たすべきなのかということ、掘り下げて検証しながら対応しようとしているところでありますので御理解いただければと思います。

それから、植物工場等を始めとした技術開発の部門ですが、技術開発というのは最終的に私どもは、意欲と夢を持って農業者が将来を展望して取り組んでいく、そういう持続性を付与するのが技術革新であろうととらえております。そういう意味からしますと、先ほど意見に出ました植物工場一つとっても、単に下請けであってはならない、そうしますと日本型の環境制御システムの開発というのは、これは是非取り組まなければならないし、それができれば福島県から避難地域から日本の農業を変える一助にもなるのではないかというような、大きな夢を持ちながら、今、国の独立行政法人等の応援をいただきながら、そのシステム開発等についても調整をしているところで、実施段階に入ろうとしているところでありますので、県としましては前向きにこの技術を持って革新をしていこうとしている立場でありますので、御理解をお願いいたします。

議長  
(千葉会長)

はい、まだ色々御意見もあるかと思います。御質問にもまだ十分お答えしていない点もあるかと思いますけど、今日色々いただいた御意見を、県の振興計画の推進に今後いかしていただくようどうぞよろしく願いいたします。

併せて、今日は短時間でしたが、この次の回はできればもう少し時間をゆったり取って皆さんの御意見を十分練り上げていくようなそういう時間が必要かと思いました。次回はそういったようなことも工夫していただければと思います。

これで終わりにさせていただきます。事務局のほうから何かあれば、お願いいたします。

農林企画課長

特にございませぬ。

議長  
(千葉会長)

それでは以上をもちまして議長の職を終わらせていただきます。御協力ありがとうございました。

司会

千葉会長、ありがとうございました。

委員の皆さんにおかれましては、御審議いただきまして誠にありがとうございました。以上をもちまして、平成25年度福島県農業振興審議会を終了いたします。

ありがとうございました。

平成25年度福島県農業振興審議会 出席者名簿

福島県農業振興審議会委員

所 属	役 職	氏 名
福島県農業振興審議会	委 員	渡 部 衛
福島県農業振興審議会	委 員	長 島 俊 一
福島県農業振興審議会	委 員	但 野 忠 義
福島県農業振興審議会	委 員	櫻 田 浩 二
福島県農業振興審議会	委 員	岸 秀 年
福島県農業振興審議会	委 員	大川原 けい子
福島県農業振興審議会	委 員	伊 藤 孝 一
福島県農業振興審議会	委 員	伊 藤 房 雄
福島県農業振興審議会	委 員	白 岩 昭 男
福島県農業振興審議会	委 員	鈴 木 里 子
福島県農業振興審議会	会 長	千 葉 悦 子
福島県農業振興審議会	委 員	平久井 信 子
福島県農業振興審議会	委 員	降 矢 セツ子
福島県農業振興審議会	委 員	横 田 純 子

福島県

農林水産部	部 長	畠 利 行
〃	技 監	甲 斐 敬市郎
〃	政 策 監	高 荒 昌 展
	食産業振興監	安 海 好 昭
〃	次長（農業支援担当）	大 谷 秀 聖
〃	次長（生産流通担当）	菅 野 和 彦
〃	次長（農村整備担当）	後 藤 庸 貴
〃	次長（森林林業担当）	水 戸 典 明
〃 農林総務課	部参事兼課長	丹 野 裕 一
〃 農林企画課	課 長	佐 藤 新 太郎
〃 農林技術課	課 長	野 内 芳 彦
〃 農業振興課	課 長	江 田 和 行
〃 農林地再生対策室	室 長	沢 田 吉 男
〃 農業担い手課	課 長	大 竹 浩 二
〃 環境保全農業課	課 長	天 野 亘
〃 農業経済課	課 長	木 本 茂 宏
〃 金融共済室	室 長	飯 村 和 美
〃 農産物流通課	課 長	金 子 達 也
〃 水田畑作課	課 長	井 上 久 雄
〃 園芸課	課 長	松 本 登
〃 畜産課	課 長	二 瓶 卓
〃 水産課	課 長	尾 形 康 男
〃 農村計画課	課 長	須 田 博 行
〃 農村振興課	課 長	森 口 康 弘
〃 農村基盤整備課	課 長	小 島 重 紀
〃 農地管理課	課 長	菊 地 和 明
〃 森林計画課	課 長	松 本 秀 樹
〃 林業振興課	課 長	松 房 政 彦
〃 県北農林事務所	所 長	清 野 隆 彦
〃 県中農林事務所	所 長	谷 井 彰
〃 県南農林事務所	所 長	大 高 明 彦
〃 会津農林事務所	所 長	戸井田 和
〃 南会津農林事務所	所 長	稲 本 太一郎
〃 相双農林事務所	所 長	浅 野 裕 幸
〃 いわき農林事務所	所 長	佐 藤 清 丸
〃 農業総合センター	所 長	佐々木 昭 博